

別紙

諮問第1767号

答 申

1 審査会の結論

本件開示請求に対し、「車両管理一覧表」を対象公文書と特定して本件開示決定がされたところ、借用した車両も含む一覧表を対象公文書として特定し、開示、不開示の判断が行われるべきであったが、現時点において当該公文書は不存在であることから、改めて判断させるまでもない。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「警視庁高速道路交通警察隊が保有する全ての交通取締用四輪車（いわゆる白黒パトカーのみを指し、いわゆる覆面パトカーを除く。）の自動車登録番号と車名の一覧表」の開示を求める本件開示請求に対し、警視総監が令和5年12月19日付けで行った本件開示決定について、不記載の車両があるため、現に運用されている全ての車両が記載された一覧表を特定し、追加の開示を行うよう求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示決定は、適法かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和6年6月7日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年10月23日に実施機関から理由説明書を收受し、同年11月26日（第235回第三部会）から令和8年1月29日（第237回第三部会）まで、3回審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう
に判断する。

ア 車両の管理方法について

実施機関は、警視庁本部各課等及び各警察署（以下「各部署等」という。）が管理している車両については、各部署等に配備されている車両（以下「配備車両」という。）と、他の各部署等から借用している車両（以下「借用車両」という。）とが存在している旨説明する。また、借用車両については、借り受ける各部署等から貸し出す各部署等に依頼をして借用し、借用事由がなくなった際に返却をしているとのことである。

イ 本件開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、令和〇年〇月時点の警視庁高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の配備車両のみが記載された車両管理一覧表（以下「車両管理一覧表」という。）を対象公文書として特定し、本件開示決定を行った。

ウ 対象公文書の特定について

実施機関によると、高速隊の運用を分掌事務としている警視庁交通部交通総務課（以下「交通総務課」という。）が対象公文書の特定を行ったとのことであり、同課には、配備車両と借用車両の両方が記載された車両の一覧表（以下「保有車両一覧表」という。）が高速隊から共有されていたとのことである。また、交通総務課では、車両管理のため、保有車両一覧表をもとに、借用車両を除いた車両管理一覧表が作成、保管されていたとのことである。実施機関は、本件開示請求にいう高速隊が「保有する」全ての交通取締用四輪車とは、高速隊の配備車両であるとの認識で、高速隊の配備車両のみが記載された車両管理一覧表を対象公文書として特定し、開示した旨説明する。

エ 「保有する」の意義について

審査請求人は、本件開示請求において、高速隊が「保有する」全ての交通取締用

四輪車の一覧表を請求している。

そこで、審査会が、「保有」の意義について検討したところ、法令用語としては、あるものを自己の支配下に置いている状態を指す場合に用いられ、所有権に基づくもののみならず、賃借権等の使用収益権その他の権原に基づくものも含み、より幅広い概念として用いられるものと認められた。

オ 対象公文書特定の妥当性について

審査請求人は、開示された車両管理一覧表には、実際には高速隊に所属して現に運用されている車両があまりにも多く不記載となっているなどとして、車両1台を例に挙げた上で、同車両も含まれている全ての車両が記載された一覧表（以下「本件請求文書」という。）の開示を求める旨主張する。

これに対し実施機関は、上記のとおり車両管理一覧表を対象公文書として特定し、本件開示決定を行ったものであり、同表には借用車両が含まれていない旨説明する。

審査会が検討したところ、「保有」の意義からすれば、本件請求文書には、高速隊の配備車両のみならず、同隊が現に運用するものである借用車両も含まれると解することが妥当である。

そこで、審査会は事務局をして、実施機関に対し、借用車両を含む保有車両一覧表の有無を含め、改めて対象となる公文書について確認させたところ、実施機関では、交通総務課と高速隊で保有車両一覧表が共有されているものの、時の経過に伴う車両の増減により複数回の更新が行われており、本件開示請求当時の保有車両一覧表は、現時点において存在していない旨説明があった。実施機関の説明を検討すると、保有車両一覧表は、運用上、車両の管理の異動に伴って常に更新されているとのことであるので、更新される前の本件開示請求当時の保有車両一覧表が、現時点において存在しないとの説明に不自然な点は認められない。

そうすると、本件開示請求に対する公文書は、「保有する」車両について、より幅広く解釈し特定することが求められ、本件開示請求当時の保有車両一覧表を対象公文書として開示、不開示の判断をすべきであったところ、現時点において、対象となるべき同表は存在しないことから、改めて対象公文書を特定して開示、不開示の判断を行うことは、不可能であると認められる。

したがって、現時点において改めて対象公文書を特定して開示、不開示の判断をさせるまでもない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ